

## 深谷市最低制限価格制度取扱要綱

(令和4年3月22日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「最低制限比較価格」とは、最低制限価格から110分の100を乗じて得た額とする。

2 この要綱において「入札書比較価格」とは、予定価格から110分の100を乗じて得た額とする。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格を設ける競争入札は、次に掲げる契約（建設工事の請負は、設計金額が130万円を超えるもの、設計・調査・測量の委託及び第3号に掲げる委託は、設計金額が50万円を超えるものに限る。）に係る競争入札とする。ただし、深谷市建設工事低入札価格取扱要綱（平成18年深谷市訓令第97号）第3条又は深谷市変動型最低制限価格制度試行実施要綱第3条の規定が適用される競争入札を除く。

(1) 建設工事の請負

(2) 設計・調査・測量の委託

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる業務の委託

ア 建物管理業務委託

イ 建物清掃業務委託

ウ 警備業務委託

エ 公園等総合維持管理業務委託

オ 廃棄物収集運搬業務委託

カ その他労務単価の積上げが主となる業務委託

(建設工事に係る最低制限比較価格の算定)

第4条 建設工事に係る最低制限比較価格は、入札書比較価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該額が入札書比較価格の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じた額とし、入札書比較価格の10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 工事の性質上、前項の計算式によりがたい特別なものについては、前項の計算式にかかわらず、市長が定めた最低制限比較価格の額とすることができる。

(設計・調査・測量の委託等の最低制限比較価格の算定)

第5条 設計・調査・測量の委託等の最低制限比較価格は、入札書比較価格に100分の80を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 業務の性質上、前項の計算式によりがたい特別なものについては、前項の計算式にかかわらず、市長が定めた最低制限比較価格の額とすることができる。

(入札参加者への周知)

第6条 最低制限価格制度を適用する場合は、一般競争入札にあっては、入札の公告において、指名競争入札にあっては指名通知書において、最低制限価格を設定している旨を明示するものとする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより決定した者）を落札者とする。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日市長決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月26日市長決裁）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日市長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日市長決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月２２日市長決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。